

## 名古屋港水族館の営業時間外利用に関する要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人名古屋みなと振興財団（以下「財団」という。）が管理運営を行う名古屋港水族館の閉館時間に一部施設を利用すること（以下「営業時間外利用」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

### (目 的)

第2条 名古屋港水族館が有するスペース、水槽及び照明効果などロケーションを提供することによって、利用者にパーティー等を行う場を提供することを目的とし、本事業により得られる事業収益は、財団の公益目的事業に充当し、当該事業の高質化を図るものとする。

### (利用範囲)

第3条 この要綱において利用できる名古屋港水族館指定利用エリア（以下「利用エリア」という。）は、次に掲げるものをいう。

(1) 名古屋港水族館北館（以下「北館」という。）

(ア) 2階観覧エリア

(イ) 3階観覧エリア

(ウ) その他別表に定めるエリア（別表第1）

(2) 名古屋港水族館南館（以下「南館」という。）

(ア) 黒潮水槽前

(イ) 流木コーナー

(ウ) 旧南館入口スペース

(エ) その他（ア）から（ウ）までを通る通路部分等（別表第2）

(3) 連絡通路

2 飲食場所は、別表第1及び第2で定める指定場所で行うものとし、それ以外の場所での飲食は禁止する。

### (利用手続に関する所管)

第4条 利用手続に関する所管は、事業部管理第一課とする。

### (利用目的)

第5条 営業時間外利用ができる場合は、次のとおりとする。

(1) パーティー

(2) 記念式典

(3) 懇談会

(4) その他財団が特に認めた場合

### (利用対象者)

第6条 利用対象者は、法人若しくは団体又は個人とする。

### (利用料金)

第7条 利用料金は、別表第3及び別表第4に定めるとおりとする。

- 2 北館利用エリアと南館利用エリアを同日に利用する場合の料金は、別表第5のとおりとする。
- 3 利用料金には、清掃費及び光熱水費を含む。
- 4 利用エリアの利用に関わる飲食代は、提供内容に応じ別途決定する。
- 5 利用エリアの設営物に関しては、利用内容及び提供する飲食の内容に応じ別途決定する。  
(利用日及び利用時間)

第8条 利用は、名古屋港水族館の開館日に行う。ただし、次に掲げる日は、利用することができない。

- (1) 夜間営業日
- (2) 施設の維持又は管理に関する工事その他の作業に支障がある日
- (3) その他財団が必要と認める日

- 2 利用時間は、名古屋港水族館の閉館時間から午後10時までとし、時間内に設営及び撤去を行うものとする。
- 3 利用は、1日につき1団体とする。  
(飲食物の提供及び備品の設営)

第9条 飲食物の提供、使用に関わる備品の設営及び撤去は財団が行うものとし、館外からの持込み(利用者が業者に委託する場合を含む。)は禁止する。

(禁止行為)

第10条 利用者は、利用エリアにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 指定場所以外の場所での飲食
- (2) 館内の施設、器具又は備品を汚損させる恐れのある行為
- (3) 水槽に向けての光の照射、過度の音響その他飼育生物へ悪影響を及ぼす恐れのある一切の行為
- (4) 商品、サービス等の説明、販売、勧誘、斡旋、申込み、その他の営利を目的とする行為
- (5) 思想、宗教又は政治活動を目的とする行為
- (6) 火気その他の危険物の使用又は持込み。ただし、消防法で認められる行為を除く
- (7) 暴力団その他の反社会的団体が利益を得ると認められる行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反する行為及び公益財団法人又は名古屋港水族館の管理運営上に支障があると認められる行為

- 2 利用者は、前項の禁止行為により損害を発生させた場合は、賠償をしなければならない。  
(展示)

第11条 北館ブルーガ水槽の展示は行わない。

- 2 南館黒潮水槽でのマイワシのトルネードその他の特別な展示は行わない。  
(入退館)

第12条 北館の利用者の入退館は、北館入口又は北館出口とする。

- 2 南館の利用者の入退館は、南館2階旧入口とする。
- 3 入退館管理については、利用者が行うものとする。  
(人員配置)

第13条 利用者は、次に掲げる場所に人員を配置しなければならない。

- (1) 施設出入口
  - (2) 立入禁止エリアとの境界線
  - (3) 飲食禁止エリアとの境界線
- (利用申込等)

第14条 利用を希望する者は、利用申込書(様式第1号)を財団へ提出しなければならない。

- 2 利用申込書は、利用を希望する日から起算して、北館は4か月前の初日、南館は2か月前の初日までに申請しなくてはならない。
- 3 財団は、前項の利用申込書の提出を受けてから7日以内に利用の可否を審査し、申込者へ審査結果を通知するものとする。(様式第2号)
- 4 申込者は、利用許可を受けた後、30日以内に財団が指定する口座へ申込金として金30,000円を振り込むものとし、財団が口座への入金を確認できた時点をもって、利用権原が発生するものとする。ただし、利用許可を受けた日から30日以内の利用日にあつては、申込金の期限を利用の前日までとする。
- 5 申込者は、利用権原を第三者へ譲渡又は転貸してはならない。
- 6 第4項の申込金は、申込者が入金後にキャンセルした場合も返金しない。  
(利用許可の取消し)

第15条 財団は、天災地変、風水火災のため安全に利用ができないと判断した場合、施設の維持又は管理に関する工事等を緊急に行う必要がある場合その他自己の責めに帰さない事由による場合は、利用許可を取り消すことができる。

- 2 前項に定める場合のほか、利用申込内容に虚偽があつた場合、申込者が利用権原を第三者に譲渡又は転貸した場合、第10条に規定する禁止行為を行うおそれがある場合その他申込者が信義則に反した場合は、利用許可を取り消すことができる。
- 3 前二項の場合において、財団は、申込金を返金しないものとする。  
(打合せ)

第16条 利用者が確定したときは、財団担当者及び利用者は、直ちに経費、提供する飲食、設営、撤去その他利用に当たり必要な事項について打合せを開始するものとする。

(利用料金の支払)

第17条 財団は、利用後に利用料金及び飲食代金等を請求する。この場合において、第14条第4項に規定する申込金を差し引くものとする。

- 2 利用者は、前項の請求書の発行日から30日以内に支払わなければならない。
- 3 利用者は、納付期日までに請求金額を支払わなかった場合は、遅延利息として請求金額に納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%の割合を乗じた額を支払わなければならない。  
(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月 1日から施行する。

別表第1(3条関係)

北館利用エリア

階	エリア名	飲食	備 考	場所
2階	展示エリア	可		別図参照
3階	スタジアム	可	屋外(屋根あり)	
	メインプール	不可	イルカパフォーマンス実施時に利用	
1階	第一会議室	不可	控室、準備室	
	第二会議室	不可	〃	
その他	トイレ	不可	利用するエリアに応じ使用場所を指定	
	授乳室	不可	〃	

別表第2(3条関係)

南館利用エリア

階	エリア名	飲食	備 考	場所
2階	黒潮水槽前	可		別図参照
	エントランスホールB	可		
	エントランスホールA	不可		
その他	トイレ	不可	エントランスホールBにあるトイレを利用	

別表第3(7条関係)  
 利用料金(名古屋港水族館北館)

○北館2階エリア							
利用人数(人)	50~100	101~ 200	201~300	301~400	401~500	501~1000	1001~2500
利用料金(円)	650,000	818,000	1,052,000	1,214,000	1,310,000	2,030,000	2,350,000

○北館全エリア(北館2・3階)							
利用人数(人)	50~100	101~ 200	201~300	301~400	401~500	501~1000	1001~2500
利用料金(円)	770,000	1,170,000	1,172,000	1,334,000	1,430,000	2,150,000	2,470,000

○その他		
	利用料金	備考
イルカパフォーマンス実施	300,000	全エリア使用が必須 実施は18:30までに開始すること。 実施は利用人数101人以上から。
3階大型ビジョン使用	100,000	全エリア使用が必須
第一会議室	6,000円/時	北館1階
第二会議室	6,000円/時	〃

**注意事項** 上記利用料金には開館時間中の入館料は含まない

別表第4(7条関係)  
 利用料金(名古屋港水族館南館)

○南館貸出しエリア		
利用人数	10~50名	51名~100名
貸付料金	180,000	280,000

**注意事項** 上記利用料金には開館時間中の入館料は含まない

別表第5(7条関係)  
 利用料金(名古屋港水族館北館及び南館)

○北館全エリア(北館2・3階)及び南館							
利用人数(人)	50~100	101~ 200	201~300	301~400	401~500	501~1000	1001~2500
利用料金(円)	1,050,000	1,450,000	1,452,000	1,614,000	1,710,000	2,430,000	2,750,000

**注意事項** 上記利用料金には開館時間中の入館料は含まない